

令和6年度

学校教育計画



大阪府立茨木支援学校

目 次

第1 学校教育活動の方針

1	学習指導の方針	1
2	自立活動の方針	4
3	特別活動の方針	4
4	道徳教育及び児童生徒指導の方針	5
5	進路指導の方針	6
6	人権尊重の教育の方針	7
7	健康管理と指導の方針	8
8	センター的機能の発揮・充実の方針	8
9	学校組織の運営方針	8
10	教員の研修方針・研修計画	10

第2 校務分掌

1	校務分掌表	11
2	学年主任・ホームルーム担任一覧表	13
3	児童・生徒会活動一覧表	14

第Ⅰ 学校教育活動の方針

Ⅰ 学習指導の方針

(1) 教科・領域等の指導の方針

個別の指導計画に基づき、個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに応じて、系統的・体系的な指導に努めるとともに、その過程を通じて心身のバランスのとれた発達を図る。

[小学部]

○障がいの状況や生活年齢・発達年齢に即した学習の系統化・具体化に努め、「考える力」の育成を図る。

- ・生活年齢毎の集団を基盤とし、生活全般をとらえた指導を行う。
- ・学習状況や到達度を的確に把握し、それに対応した教材・教具の開発・精選に努める。
- ・視覚・聴覚・触覚・嗅覚などの感覚に直接響く取組みを展開する。
- ・大人との共感関係をつくり、それを土台にして人やものに自ら関わっていく力を養う。
- ・豊かなあそび、教科学習前の取組みも重視し、基礎学力を培う。
- ・校外学習指導や視聴覚教材・情報機器の活用、直接体験のできる学習活動の充実に努め、生活経験の拡大を図る。
- ・人間関係を形成する力の育成を図る。

[中学部]

○基礎的生活習慣や基礎学力を獲得させ、健やかな身体と豊かな心の育成を図る。個別の指導計画に基づき生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた指導を行い、生きる力を育成していく。

- ・豊かな内面を育て、コミュニケーション行動の形成を促進する。
- ・生徒一人ひとりの課題に応じた教材・教具の精選・工夫を行う。
- ・からだへの働きかけを通じて、生理的基盤の確立及び健康の維持・増進を図る。
- ・教師や友人との共感関係の中で表情・発声・身ぶり・言葉等の豊かな感情表現を促す。
- ・校外行事等、直接体験のできる学習活動の充実に努める。

[高等部]

○卒業後の生活に必要な諸能力を育成することをめざして、教科および生活指導、特別活動を通じて、身体機能の向上と科学的判断力の獲得および社会性の伸張を図る。

○学年集団を基本とし、「生活課程」、「普通課程」別の学級編成とする。授業は、学習到達度・発達段階・障がいの程度に適應した類型（コース＝学習集団）を編成する。

○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて生徒の将来を見据えた教育を行う。

○「総合的な探究の時間」の指導については次の事項に配慮し目標及び内容を設定する。

- ・地域や学校の特色、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題を踏まえる。
- ・知識及び技能については相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形

成されるようにする。

- ・進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動にする。
 - ・自然体験や就業体験活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習などの学習活動を積極的に取り入れる。
- 多様な教材・教具を研究・開発し、生徒の経験領域の拡大を図る。
- 校外学習・修学旅行等で得られた社会経験・見聞を日常の学習活動に生かす。

(2) キャリア教育の方針

〈キャリア教育目標〉

- ア 教育活動や様々な体験を通じて興味や関心を広げ学ぶ意欲ややる気を育てる。
- イ 人との関わりの中でコミュニケーション力を高め社会生活に必要な態度を養う。
- ウ 社会の仕組みや役割を知り豊かな生活を自ら実現していくための力を育てる。

[小学部]

明るく元気に、みんなと仲良く取り組む小学部

- ・生活リズムを整え、健康なからだと豊かな心を育てる。
- ・人とのかかわりを広げ、積極的に周りへ働きかける力を育てる。
- ・いろいろな学習や体験を通して、基礎的な学力と生きる力を育てる。

[中学部]

豊かな心を育み、集団参加を大切に、自立へ向かう中学部

- ・基本的生活習慣を身につけ、体力の向上を目指す。
- ・自己表現力を身につけ、仲間と協力し、かかわりを深める。
- ・興味・関心を広げ、主体的に学ぶ力をつける。

[高等部]

一人ひとりの社会参加・自立に向けて、必要となる能力や態度を身につけていく高等部

- ・社会生活に必要な体力、態度を養う。
- ・コミュニケーション能力を伸ばし、社会や集団で活動できる力をつける。
- ・学習や実習を通して進路への関心を高め、卒業後の生活を考える力をつける。

(3) 情報教育の方針

ア インターネット等の情報や情報機器を積極的に活用し、「情報活用の実践」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を目標とし、児童生徒の応用力を育成すると共に社会参加・自立をめざす。

イ 調査・観察・実験などの直接体験を伴う学習についても情報機器を積極的に活用し、情報活用能力や自己表現力の育成を図る。

ウ 入力機器等の支援技術を用い、「コミュニケーション能力の育成」や「学習の補助的手段としての活用」を進める。具体的には、自立活動の課題を把握し連携を取りながら、次の5つの情報機器の活用を図る。

- ・AT（アシスティブテクノロジー）としての活用

- ・興味関心を高め、効果的に授業を行うための活用
- ・認知機能及び自己表現を補うための活用
- ・社会性を広げるための活用
- ・社会の変化に対応出来るようにするための活用

エ 指導内容の概要は以下のものがあるが、実際の指導に当たっては児童生徒の障がいの実態に合わせて指導内容や指導方法を考えていく。

[小学部]

- ・情報機器を活用し、直接的な体験を重視し、疑似（バーチャル）体験と実体験の違いに気づかせ、本物の感覚を育成する。
- ・遊び的な活動を通して積極的に触れることが出来る機会を増やし、情報機器に親しむようにする。
- ・情報機器を、コミュニケーションを図るための手段として活用できることを体験させる。
- ・児童の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

[中学部]

- ・情報機器を小学部の遊び的な活用から実用的な活用へと進める。
- ・課題解決学習を進めていくための道具として情報機器の活用を図ると共に、表現活動の一つの手段としての使い方について学習させる。
- ・コミュニケーションを図るための手段として情報機器を活用させる。また、情報社会におけるルールを学習させる。
- ・生徒の実態を考慮に入れ、情報機器等を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

[高等部]

- ・小・中学部（学校）での学習を活かし、問題を発見し、情報を収集し、まとめ・発表する一連の活動を行うと共に、情報についての科学的な理解を深めさせる。
- ・インターネットや SNS などの使い方を教えるとともに情報社会の危険性について十分に理解させ、情報社会に参画する態度の育成に努める。
- ・情報機器を利用したコミュニケーションについて、生徒の特性に合わせて活用する。
- ・生徒の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

(4) 訪問教育の方針

ア 基本方針

- ・教育課程の編成にあたっては、学校経営及び所属学部の基本方針を踏まえ、本人ならびに保護者の願いを尊重すると同時に、医療や福祉等の関係諸機関等との連携を密接に図りながら、一人ひとりの障がいの状況、発達課題、ニーズ等、必要に応じて個別の指導内容を編成する。
- ・指導にあたっては、常に児童生徒の可能性を最大限に引き出すため、適切な課題を設定し、生きる喜びや楽しさを感じることができる指導法・指導内容を工夫する。

イ 指導の体制

個別の教育支援計画、個別の指導計画は児童生徒の発達課題や心身の状態に応じて作成する。

- ・所属クラス・コース・学年の学習内容を取り入れ、系統的な学習ができるように配慮する。

2 自立活動の方針

自立活動の6領域「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の全般にわたり、多様な児童生徒の障がいの実態に対応し、個々に応じた課題を明確にして総合的な指導を展開する。

また、児童生徒の個々の実態に基づき、最も適切な指導を行うために個別の指導計画を作成し、系統的・継続的・専門的な指導を行うと共に、各教科や日常生活における指導と密接に関連づけながら指導を実践していく。

さらに、個別の指導計画を基にして学部の枠を超えて自立活動の全校支援担当者とも連携を取り、随時指導内容の検討を行いながら、小中高一貫した指導、児童生徒の将来に目を向けた指導を展開していく。

【小学部】

6年間の間に心身機能が大きく成長するため、その変化に対して都度、丁寧な指導を行う。基本的な課題を重視し、各領域・教科に渡った指導を行う。

【中学部】

心身ともに大きく変化する時期であり、二次障がいの予防をはかり、将来を見通した運動機能の維持・改善・向上をめざすほか、コミュニケーション力の育成をめざした指導を行う。

【高等部】

自己の障がいを認識するとともに、二次障がいの予防、身体能力の拡大やコミュニケーション能力の向上を通して、社会参加による主体的によりよく生きる力を身につける力を養う。

3 特別活動の方針

ア 集団活動の中で集団の一員としての自覚を育てながら、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、協力してよりよい生活を築く自主的・実践的な態度を育てる。

イ 小学校の児童または中学校・高等学校の生徒および地域社会の人々と共に活動する機会を設け、社会的な視野を広げる中で学習の意欲を高める。

[小学部]

児童会諸活動や、楽しい行事を通じ、ともに活動する中で、仲間意識を育て、一人ひとりが自主的・創造的に活動できるよう努める。そして児童が楽しく生き生きとした学校生活を送ることが出来るように配慮する。

- ・「あそび」や直接経験、児童のニーズに合わせた活動を豊富に取り入れ、経験の幅を広げる。
- ・さまざまな行事を通して、いろいろな人とのかかわりを受け入れ、交流を楽しむなかで社会性を育てる。

[中学部]

自他の障がいを正しく見つめる力、一人ひとりの人格を大切にすることを育て、生徒会活動を中心にした生徒の自治能力を高めていく。

- ・学年・クラス集団を基礎に活動を組織し、日常の活動を大切に、友情を深め育てる。
- ・学部行事・学校行事などを学校生活の節として位置づけ、年間計画に基づき、自主的・創造的に取り組む力を育てる。
- ・学校行事では他学部児童生徒と協力し、積極的に取り組んでいく力を育てる。
- ・交流を通して他校の生徒の実態を知るとともに、視野を広げ、自らの障がいについて正しく自覚・理解し、積極的に生きる力を育てる。

[高等部]

生徒の個性・能力を生かし、自主的・創造的態度を育てるとともに、社会性を身につけさせ、将来において自己をたくましく実現する能力を養う。

- ・学級活動を基盤に全教職員の協力のもとに、主体的に活動する能力を養う。
- ・一人ひとりの要求に基づく活動を生徒自身の力によって企画・運営する力を育てる。
- ・学年間・学級間の交流活動を主体的に進める能力を養う。

4 道徳教育及び児童生徒指導の方針

ア 児童生徒の実態を踏まえ、障がいに基づく種々の困難を克服してたくましく生きようとする意欲を高め、明るい生活態度、自主的な道徳心を育てる。

- ・特別活動をはじめ、すべての教科・領域の中で児童生徒集団による自主的活動を重視し、役割や規律に対する自覚を高める。
- ・障がいを克服し、社会的自立と連帯の精神、民主的で道徳的な判断、心情、態度の育成を図る。
- ・児童生徒の障がい・発達・生活態度を踏まえた系統的な指導目標・計画を立て、

全教職員の協力のもとに進める。

イ 安全な生活の実践に必要な習慣や態度を養う。

- ・学校生活全般にわたり、施設・設備の安全な利用に積極的に関心を持ち、危険箇所および危険物などの発見や対策に取り組む態度を養う。
- ・障がい状況および発達に応じて安全な生活のために必要な知識や技能を習得させる。
- ・日常生活全般にわたり、安全な行動をとることができる態度や能力を養う。

[小学部]

体験的な活動から自分や相手の心情を感じたり考えたりしたことを通して、他者と共によりよく過ごそうとする意欲や態度を養う。

[中学部]

自分の特徴に気づき、長所を伸ばす。自分の考えや意見を相手に伝える。相手のことも理解し、自分と異なる意見も大切にする。

[高等部]

小学部・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに青少年の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努める。

5 進路支援の方針

卒業後、どのような「場」でどのような力を伸ばしていったらよいか、児童生徒それぞれの支援課題や要求（ニーズ）を踏まえ、卒業後の生活の場（進路先）を選んでいけるよう支援する。そのために、児童生徒が卒業後の生活への見通しや目標を持ち、児童生徒自ら進路先を選択できる力をつけていけるよう指導の充実を図る。卒業後の生活に向けて必要な力である「生活の力」「学ぶ力」「はたらく力」「人とかかわる力」「余暇を楽しむ力」「自己決定する力」など社会の中で主体的にたくましく「生きる力」を育む。

また、地域の中で「生活する場」や「はたらく場」を利用できるよう福祉サービスの整備や生活の支援を行う諸機関との繋がりをつくったり、一般企業での障がい者雇用の拡大や就労を定着していけるよう支援体制の確立をしたりするなど、保護者や関係機関と連携して進路保障に向けた多様な取組みを行う。

[小学部]

全児童に対し、教育活動の全領域において、次のことを重点に指導する。

- ・社会生活に関する理解を深め、将来に対して展望をもつように指導する。
- ・家庭と学校、地域の関係機関との密接な連携によって、児童が充実した地域生活を送ることができるような人間性が育まれるよう支援する。
- ・学級指導および特別教育活動において、各個人の力を発揮できるように配慮した集団

活動を充実させ、将来の社会生活に必要なものの見方・判断力を養う。

[中学部]

将来の社会の一員としてふさわしい人格を育成するとともに、生徒一人ひとりの自己実現をめざして、次のことを重点に指導する。

- ・将来の自己のあり方について考え、自己の能力や障がい状況を正しく認識し、それに応じた適切な学習や自立活動に励むように指導する。
- ・集団生活を通じて、集団の中での自己のあり方を考える。
- ・自分と社会との関りを考え、個々の能力を生かして社会参加を図る力を育てる。

[高等部]

生徒が卒業後、社会の一員としての自覚を持ち、地域で「生きがいのある生活」を送ることができるように、次のことを重点に指導する。

- ・生徒が卒業後の自己のあり方について自ら考え、長期的視点に立って主体的に進路を選択できるよう計画的に指導する。
- ・身辺処理能力、日常生活能力、作業能力、学力、社会適応力等の向上を図る。
- ・進路先の見学・実習、地域で生活する障がい者の生き方を知る機会等を設け、地域での生活、就労へのスムーズな移行を支援する。

6 人権尊重の教育の方針

【基本目標】

家庭との連携を通じて、児童生徒一人ひとりの発達への要求や課題を適切に把握し、児童生徒の人間形成のすべての面での発達、学力の伸長とともに、日常の学級指導、各教科、特別活動等、全ての教育活動を通して人権学習の機会の充実が図られるように努める。

【自己肯定感の涵養】

すべての学習活動を通して、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、自分の大切さを感じ、認められる態度を涵養するとともに、他者の大切さを認められる心を育む。

【多様性を認める態度】

友達、家族、学校生活、地域での生活など身近なテーマを取り上げ、自分を見つめ、友だちや家族を大切に、地域や社会にも目を向け多様な生き方を認め合う態度を育む。

【段階に応じた目標】

児童会・生徒会や学級活動をはじめ、集団での主体的な活動を通して、お互いの要求や意見を尊重し協力して生活をよりよく豊かに高めていく力を育てる。

いじめやインターネット上の種々の今日的な問題に具体的に触れる機会を設け、能

動的な学習活動を通じて人権に対する望ましい考え方や態度を身につけられるように工夫する。

進路選択のための見学・実習を通じて、地域で生活する人たちの生き方を知る機会とし、地域での生活、就労へのスムーズな移行を支援する。

7 健康管理と指導の方針

ア 保健目標

健康な生活の実践に必要な習慣や態度を養うとともに保健知識の習得をめざし、深める。

<学部の目標>

〔小学部〕 基本的な生活習慣の確立に努める。

〔中学部〕 健康管理のための基礎的な保健知識を深める。

〔高等部〕 自己管理のできる能力を養うとともに必要な知識の習得をめざす。

イ 保健管理

- ・ 児童・生徒の健康の実態を正しく把握し、健康の保持増進を図るとともに二次的疾患の予防に努め、心身の適応を図る。
- ・ 各種検診を通じ、医療機関や家庭との連携を深める。
- ・ 校内の衛生管理を徹底する。
- ・ 栄養のバランスを考え、児童生徒の実態に即した給食の実施に努める。
- ・ 安全で衛生的にプール学習が行えるよう努める。

8 センターの機能の発揮・充実の方針

教育相談・訪問相談

地域の保幼・小中学校及び高等学校に対して、学校へ訪問し、助言や支援教育に関する研修等を行う。

9 学校組織の運営方針

ア めざす学校像

- すべての人が将来に希望を持ち、それぞれの自立と社会参加をめざす学校
 - 1 安全安心な環境の中で、児童生徒がよりよく生きる意欲（自己肯定感）を育む場となる。
 - 2 保護者が安心して子どもの教育を委ねることができる場となる。
 - 3 地域における支援教育の中心的役割を果たし、地域と共に児童生徒を育てることができる場となる。
 - 4 児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じながら、教科横断的なキャリア教育を行う場となる。
 - 5 教職公務員としての自覚と高い人権意識を備えた教職員集団のチームワークにより、児童生徒へ室の高い教育を行う場となる。

イ 中期的教育目標

- 1 安全安心な環境の中で、児童生徒がよりよく生きる意欲（自己肯定感）を育む場となる
 - (1) 児童生徒の学習環境や学校生活を守るための校内支援体制（組織）の強化
 - (2) 児童生徒が自分自身のことを知る力の育成。自分や周りの人を大切にできる心の育成
 - (3) ライフキャリアの向上を見据えて、教育活動全体に自立活動の観点をもった指導の充実
 - (4) GIGA スクールの体制整備と改善、ICT を活用した児童生徒たちの学びを止めることのない教育活動の充実
- 2 保護者が安心して子どもの教育を委ねることができる場となる
 - (1) 個人情報の適切な管理システムの運用と改善
 - (2) 大災害等、不測の事態から児童生徒を守る校内設備。組織体制の向上
 - (3) 校内マニュアルに即した安全安心な医療的ケア・救急搬送を伴うような体調急変時対応力向上及び食物アレルギー対応に関する取組みの継続
 - (4) 訪問教育について合理的配慮を基にした教育環境整備
 - (5) 学校HPやきめ細やかなメール配信サービスの活用による学校情報のタイムリーな発信
- 3 地域における支援教育の中心的役割を果たし、地域と共に児童生徒を育てることができる場となる
 - (1) 地域で学ぶ障がいのある児童生徒の支援を通し、地域の学校の支援教育力向上への貢献
 - (2) 児童生徒の交流及び共同学習の推進
 - (3) 「開かれた学校づくり」のための体制整備をし、地域社会と連携する機会を増やす

4 児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じながら、教科横断的にキャリア教育を行う場となる

- (1) 障がいの状況や発達段階に応じて、小学部から高等部まで一貫したキャリア教育プログラムの開発
- (2) 各教科の授業において、キャリアマトリックスを指標とした授業計画、指導、評価の工夫
- (3) 希望する進路先を選択できる力の育成と定着率の現状維持
- (4) 職業基礎コースの拡充(特色づくり)
- (5) 校内外のスポーツ等を通じた交流及び余暇活動の充実と児童生徒会活動の活性化

5 教職公務員としての自覚と高い人権意識を備えた教職員集団のチームワークにより、児童生徒へ質の高い教育を行う場となる

- (1) 思いやりをもって関わり合い、互いに協力し合い、分担し合い、高め合える教職員集団づくり
- (2) 学校運営組織の役割分担の明確化と各分掌等の連携を促進し、風通しの良い職場環境をつくる
- (3) 業務改善を通じた職場環境整備:働き方改革(ライフワークバランス)の推進

10 教員の研修方針・研修計画

ア 研究目標

児童生徒の発達・障がいを正しくとらえ、生き生きとした学校教育活動を保障するため、教員の専門性の向上をめざす。

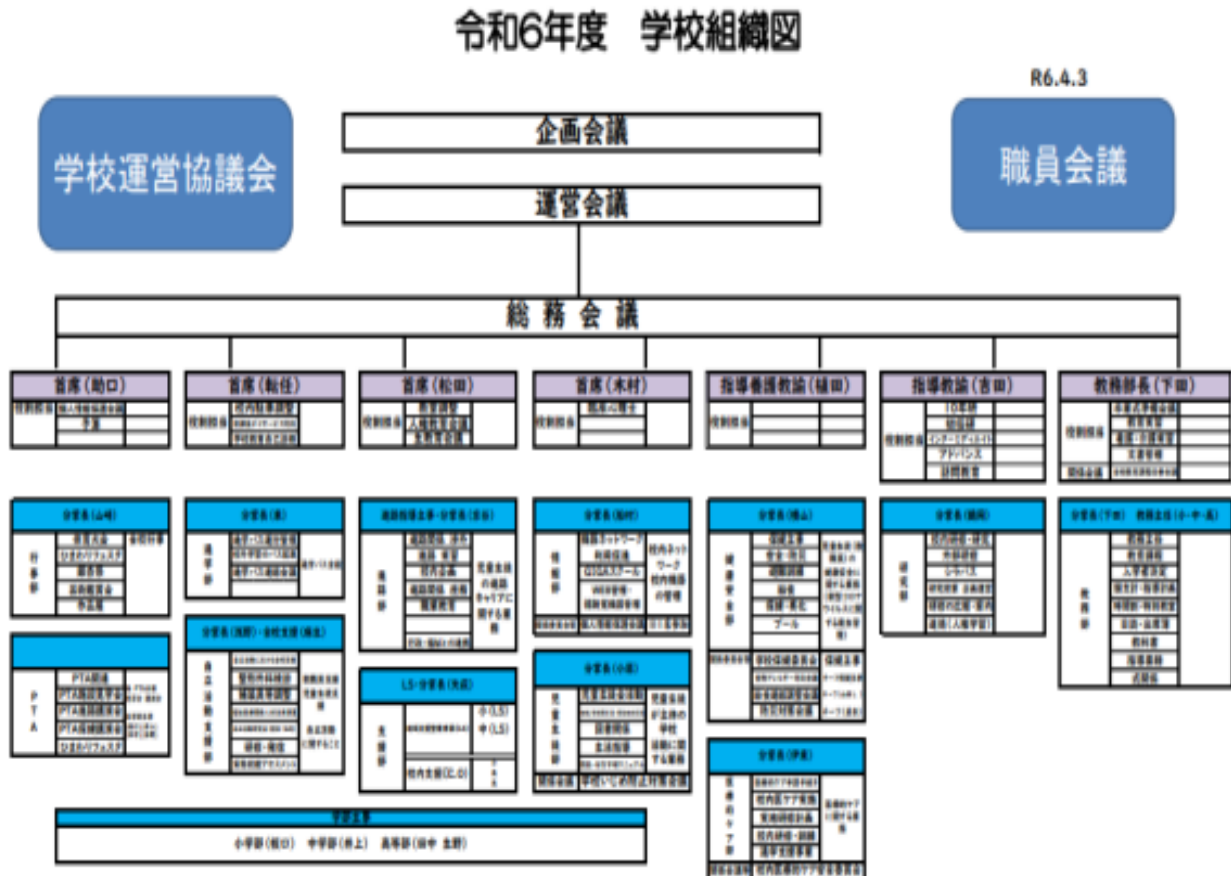
イ 年間計画

- ・ 系統性・計画性を持った校内研修を行い、専門性の向上をめざす。
- ・ 新転任研修会を実施する。
- ・ 研究授業等の実践発表交流を通して、日々の授業の工夫・改善の活性化につなげる。
- ・ 外部機関、他校との連絡・交流、外部研究会への参加・協力等を推進する。
- ・ 研究実践のまとめ「いばらき」を発行する。
- ・ メールまたは掲示板等で研修報告、研究図書・雑誌の紹介をする。各種研究会の案内・資料を利用しやすいように整理する。

第2 校務分掌

I 校務分掌表

(1) 学校運営組織図①



(2) 学校運営組織図②

2 学年主任、ホームルーム担任一覧表

【担任】

小学部		
学級	組	担任名
重複	1組	
	2組	
	3組	
	4組	
	5組	
	6組	
	7組	
	8組	
	9組	
	10組	
	11組	
	12組	
	13組	
	14組	
	15組	
	16組	
	17組	
訪問	1組	

中学部		
学級	組	担任名
重複	1組	
	2組	
	3組	
	4組	
	5組	
	6組	
	7組	
	8組	
	9組	
	10組	
訪問	1組	

高等部				
課程	学級	組	担任名	
普通課程	重複	1組		
		2組		
		3組		
		4組		
		5組		
		6組		
		7組		
		8組		
		9組		
		10組		
		11組		
		12組		
		訪問	1組	
生活課程	1年	1組		
		2組		
		3組		
		4組		
	2年	1組		
		2組		
		3組		
		4組		
	3年	1組		
		2組		
		3組		
		4組		
	重複		13組	
			14組	
			15組	
情報コース		1年1組		
		2年1組		
		3年1組		
一般		1組		

【学部主事・学年主任】

小学部	
主事	
1年	
2年	
3年	
4年	
5年	
6年	
中学部	
主事	
1年	
2年	
3年	
高等部	
主事	
主事	
1年	
2年	
3年	

3 児童・生徒会活動一覧表

	児童生徒活動	交流及び共同学習	人権
小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・児童会役員選挙(前期後期) ・交流行事でのあいさつ ・小学部集会(年3回) ・学期ごとの活動報告 ・卒業生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市立福井小学校との学校間交流(作品交流など) ・居住地校交流 ・芋苗植え ・芋掘り大会 ・地域交流ポッチャ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育講座 ・いじめの理解学習 ・交通安全教室(高1) ・薬物乱用防止教室(高2) ・法律講座(高3)
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・生徒会役員選出 ・あいさつ運動 ・行事の進行・発表 ・夏まつり、冬まつりの企画と運営 ・学期ごとの活動報告 ・卒業生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市立平田中学校との学校間交流(文化祭見学など) ・居住地校交流(希望者) ・地域交流ポッチャ大会 	
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・生徒会役員選挙 ・生徒総会 ・あいさつ運動 ・行事の司会やアナウンス ・学期ごとの活動報告 ・卒業生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立福井高校との学校間交流 	